

【EU】 欧州国境監視システム(EUROSUR)の創設

主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩

* 不法移民の減少、難民の早期発見と救出及び人身売買・麻薬密輸等の越境犯罪の防止のため、各国の情報共有システムである欧州国境監視システム(EUROSUR)の創設について規則が制定された。

1 立法の背景

人や物、資本やサービスの移動が自由な共通市場の創設を目指す欧州連合（EU）において、国境管理の効率化・簡素化は大きな取組の一つであり、加盟国が形成するシェンゲン領域（注1）は、その成果の一つである。

しかし近年、「アラブの春」を契機とする中東及び北アフリカの情勢の不安定化により、欧州に流入する難民が急増する事態が生じている。一度域内に入れば各国間を自由に往来できるため、治安等に大きな影響が出かねない。そのため、域外国境の管理の強化を図るべく、2013年10月22日に「欧州国境監視システム」（European Border Surveillance System、以下「EUROSUR」）を創設する欧州議会及び理事会規則（Regulation No.1052/2013、以下「規則」）（注2）が制定された。

2 規則の内容

EUROSURの目的は、域内に密入国する不法移民の発見と防止、人身売買・麻薬密輸といった越境犯罪の防止及び移民の生命の保護（注3）のために、加盟国と欧州対外国境管理協力庁（European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union、以下「FRONTEX」）との情報交換及び協力の枠組を形成し、域外国境における情勢把握と適切な対応のための能力を高めていくことにある。（第1条）

規則の運用においては、加盟国とFRONTEXはノン・ルフールマン原則（注4）を遵守し、個人の基本的な諸権利や尊厳を考慮し、また個人データの保護の要件に沿っていくものとする。さらに児童、人身売買の犠牲者、緊急の医療援助が必要な人々、海上で遭難している人々その他の弱者が優先的に扱われる。（第2条）

加盟国は、各国の国境監視に責任のある関係当局（例えば、国境警備隊、警察、沿岸警備隊及び海軍）の活動の調整と情報交換のために、各国ごとに調整センターを設置する。各国の調整センターは、他国の調整センター及びFRONTEXとも活動の調整及び情報交換を行い、各国の窓口の役割を果たす。（第5条）

各国の調整センターは、様々な情報源から寄せられるほぼリアルタイムの情報を基に国別情勢概観図（national situational picture）を作成し、維持する。域外国境で発生した事件の報告や巡視活動中の部隊等の情報等は、この国別情勢概観図に投入される。

また、この図を基に各国内の関係当局及び隣接する他国の調整センターとの間で情報が照合され共有される。さらに FRONTEX は、各国の国別情勢概観図を基に欧州情勢概観図 (European situational picture) を作成し、維持する。(第 9 条及び第 10 条)

各国は、域外国境を複数の「国境区域」(border sections) に細分化する。FRONTEX は、それらに低・中・高の影響レベルを設定し、危険地点の確認と標準化した対応が可能となるよう欧州情勢概観図に反映する。(第 14 条及び第 15 条)

FRONTEX は他の EU 機関、例えば船舶報告システムや衛星画像に由来するデータを保持する欧州海上安全庁や EU 衛星センターと連携する。(第 18 条)

シェンゲン領域に含まれていない英国やアイルランド及び近隣の第三国との情報交換や協力についても規定がある。(第 19 条及び第 20 条)

EUROSUR は、2013 年 12 月 2 日に南欧及び東欧を主とする 18 の加盟国で始動した (加盟国外でシェンゲン領域のノルウェーも参加)。2014 年 12 月 1 日には残る 8 つの加盟国が加わる (加盟国外でシェンゲン領域のスイス等 3 か国も参加)。(第 24 条)

3 EUROSUR に必要な経費

EUROSUR の 2014 年から 2020 年にかけての経費は、システム創設費と維持費、人件費を含めて 2 億 4400 万ユーロと推計されている。

注 (インターネット情報は 2014 年 4 月 18 日現在である。)

- (1) シェンゲン協定 (Schengen agreement) の参加国を指し、参加国の間では人の移動について出入国管理が原則不要となる。EU では、英国とアイルランドが不参加、またキプロス等の若干の加盟国で協定の発効が遅れている。本稿中の「加盟国」は、英国及びアイルランドを除いた EU 加盟国を指す。なおシェンゲン協定には、ノルウェー、スイス等の EU 外の国々も参加している。
- (2) Regulation (EU) No 1052/2013 of the European Parliament and of the Council of 22 October 2013 establishing the European Border Surveillance System (Eurosir) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2013:295:TOC>>
- (3) 2013 年 10 月 3 日、500 人以上のアフリカ難民を乗せてリビアを出港した漁船で火災が発生し、イタリアのランペドゥーザ島沖合で沈没した。350 人以上が犠牲となり、再発防止策が求められていた。
- (4) 難民を、迫害が予想される国・地域に追放ないし強制送還しないという国際法上の原則。

参考文献

- ・ European Commission, “EUROSUR kicks off : new tools to save migrants’ lives and prevent crime at EU borders,” Press Release, IP/13/1182, 2013.11.29. <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-1182_en.htm>
- ・ European Commission, “EUROSUR : protecting the Schengen external borders – protecting migrants’ lives,” MEMO/13/1070, 2013.11.29. <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-1070_en.htm>
- ・ FRONTEX, “EUROSUR,” <<http://frontex.europa.eu/intelligence/eurosir>>
- ・ 長澤孝昭 「移民・難民政策の強化に乗り出した EU」『EU MAG』Vol.21, 2013 年 11 月. <<http://eumag.jp/behind/d1113/>>